

津市いじめ防止基本方針

平成26年5月

津 市

(最終改定 令和2年1月)

津市いじめ防止基本方針 目次

はじめに.....	1
1 いじめの防止等の対策に係る基本的な考え方.....	1
(1) いじめの防止等の対策に係る基本理念.....	1
(2) いじめの定義.....	1
(3) いじめの防止等の対策に係る考え方.....	2
2 津市のいじめの防止等の対策に係る取組.....	3
(1) 津市いじめ問題対策連絡協議会の設置.....	4
(2) 津市教育委員会の附属機関（津市いじめ対策会議）の設置.....	4
(3) 津市の再調査機関（津市いじめ調査委員会）の設置.....	4
(4) 相談体制の整備.....	4
(5) 津市教育委員会による学校支援.....	5
3 学校におけるいじめの防止等の取組.....	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定.....	5
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置.....	6
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置.....	6
(4) 小中一貫教育によるいじめの防止等の推進.....	8
4 重大事態への対処.....	8
(1) 重大事態とは.....	8
(2) 重大事態の報告等.....	9
(3) 重大事態の調査.....	9
(4) 重大事態に係る調査結果の提供等.....	9
(5) 重大事態に係る再調査.....	9
5 保護者や地域との連携等.....	10

津市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そのため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、平成26年5月に「津市いじめ防止基本方針」を策定しました。

こうした経過の中、本方針について、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）の改定、「いじめの重大事態に関するガイドライン」（文部科学省）の策定および「三重県いじめ防止基本方針」の改定を反映した内容に改定するものです。

1 いじめの防止等の対策に係る基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に係る基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に推進します。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするために、いじめの防止等の対策の推進に当たっては、全ての児童生徒が、いじめが許されない行為であることやいじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響への理解を深めるようにします。

さらに、いじめを受けた児童生徒の生命や心身を保護することが重要であるため、関係機関や学校、家庭、地域の連携を図りながらいじめの問題の克服を目指します。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

個々の行為がいじめであるかどうかについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行います。その際には、いじめられた児童生徒や周辺の状況等の客観的な事実確認も行います。また、いじめにあつたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、状況によっては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、いじめと判断する場合には、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となります。

具体的ないじめの態様には、例えば次のようなものがあります。

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

なお、こうしたいじめの態様の中で犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ります。

(3) いじめの防止等の対策に係る考え方

本市では、以下の基本的な考え方に沿ったいじめの防止等の対策を推進します。

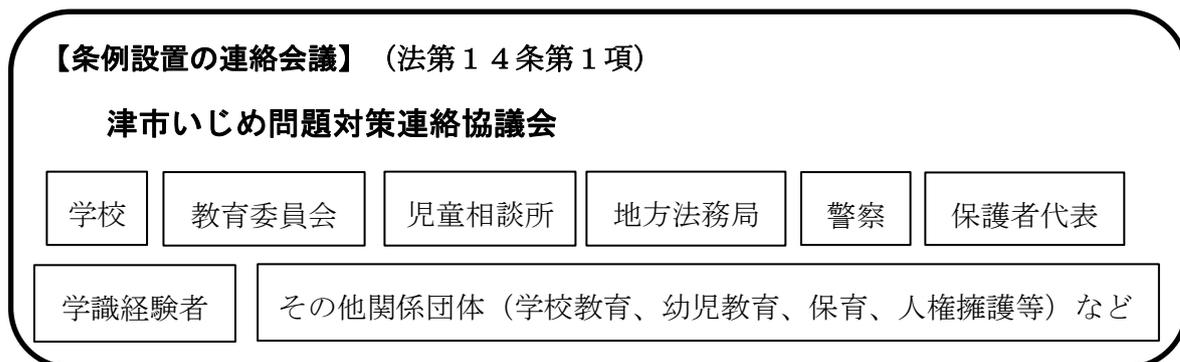
- ア いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではありません。
- イ いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものであり、また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなり得ます。
- ウ いじめを受けた児童生徒や通報した児童生徒の安全を徹底して守ります。
- エ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても見逃すことなく対応します。
- オ 「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団づくりに努めます。

カ いじめは、関係機関や学校、家庭、地域など社会総がかりで取り組むべき問題です。

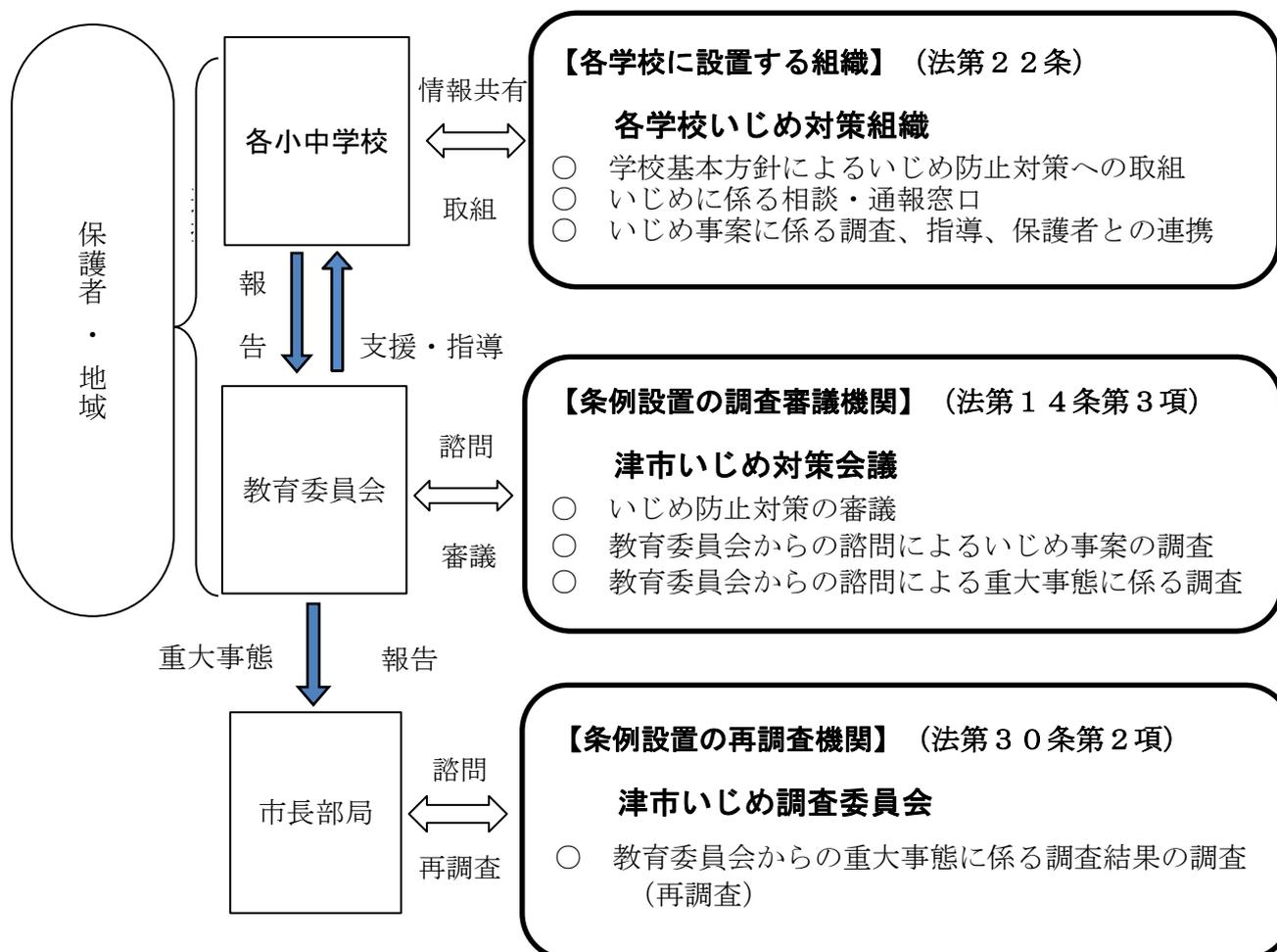
キ いじめの件数が増えることのみを問題視するのではなく、積極的にいじめとしてとらえて解消を図ることが重要です。

2 津市のいじめの防止等の対策に係る取組

いじめの防止等に係る関係機関及び団体の連携



いじめの防止等の対策に係る体系



(1) 津市いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、「津市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

協議会の構成は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察等の関係機関、保護者代表及び学識経験者等で組織します。

(2) 津市教育委員会の附属機関（津市いじめ対策会議）の設置（法第14条第3項）

津市立小中学校（以下「学校」という。）におけるいじめの防止等の対策を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、津市教育委員会の附属機関として「津市いじめ対策会議」を設置します。

「津市いじめ対策会議」は、津市教育委員会の諮問に応じて次の所掌事務を処理します。

ア いじめの防止等の対策に関する事項を審議します。

イ 津市教育委員会が学校からいじめの報告を受け、調査を行う場合は、必要に応じて当該附属機関が調査します。（法第24条）

ウ 学校における重大事態に係る調査を津市教育委員会が実施する場合は、当該附属機関が調査します。（法第28条）

(3) 津市の再調査機関（津市いじめ調査委員会）の設置（法第30条第2項）

津市教育委員会の重大事態に係る調査の結果について調査審議（再調査）するために、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、津市に附属機関として「津市いじめ調査委員会」を設置します。

(4) 相談体制の整備

いじめ問題に関する相談体制を整備します。

ア 津市青少年センター

- 電話・面接相談（電話 2 2 8 - 4 6 5 5）
- メール相談（tsu-seisyonen@zc.ztv.ne.jp）

イ 津市立教育研究所

- 教育研究所（電話 2 2 3 - 4 3 8 0）
- 久居教育相談室（電話 2 5 4 - 0 6 6 0）

(5) 津市教育委員会による学校支援

津市教育委員会は、学校とともにいじめ問題に関わる当事者として、以下の学校支援を図ります。

- ア 教育委員会事務局だけでなく、学校サポートセンターやスクールカウンセラー等の活用による幅広い支援策を講じます。
- イ 学校や教職員からの報告や相談に積極的に対応し、いじめの未然防止や早期解消に努めます。
- ウ 生徒指導担当者研修だけでなく各種研修や出前講座等の活用により、情報交換や教職員の指導力向上を目指します。
- エ 児童生徒間のインターネット上のトラブルの未然防止や早期発見を図るため、学校における情報モラル教育を推進します。
- オ インターネット上のいじめに対する保護者の理解を深めるため、外部機関と連携した啓発に努めます。
- カ 各学校において、学期に1回以上のアンケート調査に加え教育相談等を実施するなどして、いじめの実態把握に取り組みます。

3 学校におけるいじめの防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「津市いじめ防止基本方針」を参考に、自校のいじめの防止等に係る取組について「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定します。

策定に当たっては、次のことに留意します。

- ア 校内におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について、より実効性の高い取組を実現していくために、適宜その内容を点検し、必要に応じて学校基本方針の見直しを図ります。
- イ いじめは、社会総がかりで取り組むべき問題であるとの観点から、学校基本方針の策定段階から家庭、地域などと十分な連携を図ります。
- ウ 策定した学校基本方針については、各学校のホームページなどで公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。
- エ いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校基本方針に基づく取

組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価します。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（法第22条）

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、学校にいじめの防止等の対策に係る組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を設置します。

学校いじめ対策組織の概要は次のとおりです。

1 学校いじめ対策組織の位置付け

「生徒指導部会」や「生徒指導委員会」など既存の組織を活用する場合であっても、学校が策定する学校基本方針に当該組織の名称、組織の構成、組織の役割等を位置付けます。

2 学校いじめ対策組織の役割

- (1) 学校基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等に係る中核的な役割を担います。
- (2) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口としての役割を担います。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担います。
- (4) 緊急会議の開催や情報共有、事実関係の調査、児童生徒への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携など、学校の組織的対応の中核的な役割を担います。

3 学校いじめ対策組織の運営

- (1) いじめであるかどうかの判断を組織的に行うために、児童生徒の情報の共有化を図ることにより、特定の教職員が事案を抱え込まない仕組みづくりを行います。
- (2) 個々のいじめ事案に応じて、関係教職員やスクールカウンセラー等に参加を求めるなど柔軟な運営を図ります。
- (3) 教職員による機動性のある日常的な対応体制も確保します。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものであり、また、被害者にも加害者にもなり得るという観点から、全ての児童生徒をいじめに向かわせな

いための取組が重要となります。

そのために、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることをめざして、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや、いじめや差別を許さず互いを大切にできる仲間づくりを核とした人権教育に、計画的に取り組めます。

また、小学校間及び小中学校間での確実な情報共有、小学校と中学校が協働できる生徒指導の体制づくりを行います。

イ いじめの早期発見

いじめは大人が気付きにくく、いじめであると判断しにくい形で行われることが多くあります。

そのために、ささいな兆候についても教職員が相互に情報を共有し、早い段階から複数の教職員が的確に関わるなど、児童生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さない組織作りに取り組めます。

ウ いじめに対する措置

いじめに関わる事案については、直ちに教育委員会へ報告するとともに、特定の教職員が問題を抱え込むことのないよう、学校いじめ対策組織や関係機関、専門機関等との連携による組織的な対応を図ります。

エ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

オ いじめの認知件数が零の場合について

学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認します。

カ 児童生徒の主体的な取組について

児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童生徒が自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組を進めます。

(4) 小中一貫教育によるいじめの防止等の推進

中学校への進学後、不登校や問題行動の発生件数が増加する傾向があります。

こうした課題に対応し、児童生徒が学校生活に適応できる環境を確保することにより、結果としていじめに関わる事案を未然に防げるよう、津市の小中一貫教育では、小学校と中学校の9年間を見通した生徒指導への取組を進めます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法では、次の場合を重大事態として規定し、その未然防止や事実関係の調査、報告などの対処を求めています。

重大事態とは

(1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合で、例えば次のようなケースが想定できます。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合で、「相当の期間」については、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず迅速に調査等に取り組みます。

なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

また、法、本基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）および「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）により適切に対応します。

(2) 重大事態の報告等

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに津市教育委員会に報告するものとします。

重大事態の報告を受けた津市教育委員会は、当該事案を直ちに津市長及び三重県教育委員会に報告するものとします。

(3) 重大事態の調査

津市教育委員会は、報告を受けた重大事態に係る調査主体や組織、調査方法を決定するとともに、必要に応じ津市教育委員会が設置する附属機関（津市いじめ対策会議）への諮問を行います。

また、当該学校を調査主体とする場合であっても、津市教育委員会は学校に対して必要な指導や人的協力等の支援を行います。

なお、調査に当たっては、必要に応じて、三重県教育委員会と連携を図るとともに、こども支援課や児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請するものとします。

(4) 重大事態に係る調査結果の提供等

当該調査に係る重大事態の事実関係やその他の必要な情報については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に提供します。その際は、他の関係児童生徒のプライバシーや個人情報保護を理由に提供する情報を控えることのないよう十分に配慮します。

津市教育委員会は、当該調査結果を津市長に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒又はその保護者から文書の提出を受けた場合は、必要に応じて津市長への報告に添付するものとします。

(5) 重大事態に係る再調査

津市教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受けた津市長は、当該重大事態の対処、又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要があると認める場合は、津市長が設置する附属機関において再調査を実施します。

津市長及び津市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、津市長は再調査の結果を議会に報告するものとします。

5 保護者や地域との連携等

津市教育委員会は、保護者が、いじめ防止対策推進法に規定される責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の利用促進など家庭への支援を図ります。

また、学校は、保護者会や学級通信等を利用して、いじめ等の防止に係る情報提供や協力を呼びかけるなど、保護者との連携を図ります。

さらに、各学校のいじめ防止基本方針をホームページ等で公開することにより、保護者だけでなく地域とも連携して、いじめ防止対策の推進を図ります。